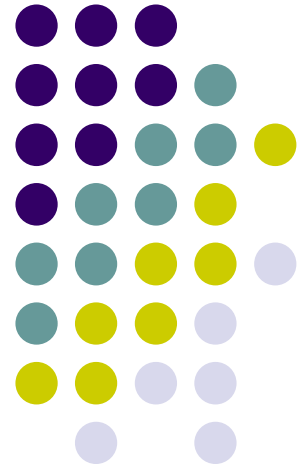
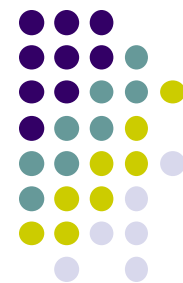


宮城県の官公需施策について

宮城県経済商工観光部中小企業支援室

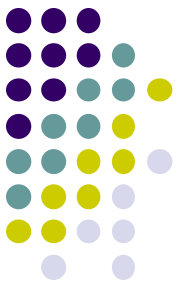




目 次

- 1 宮城県の官公需実績について
- 2 宮城県の取組み内容について
- 3 関係機関への普及



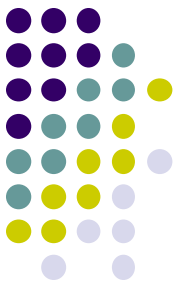


(1) 令和4年度実績

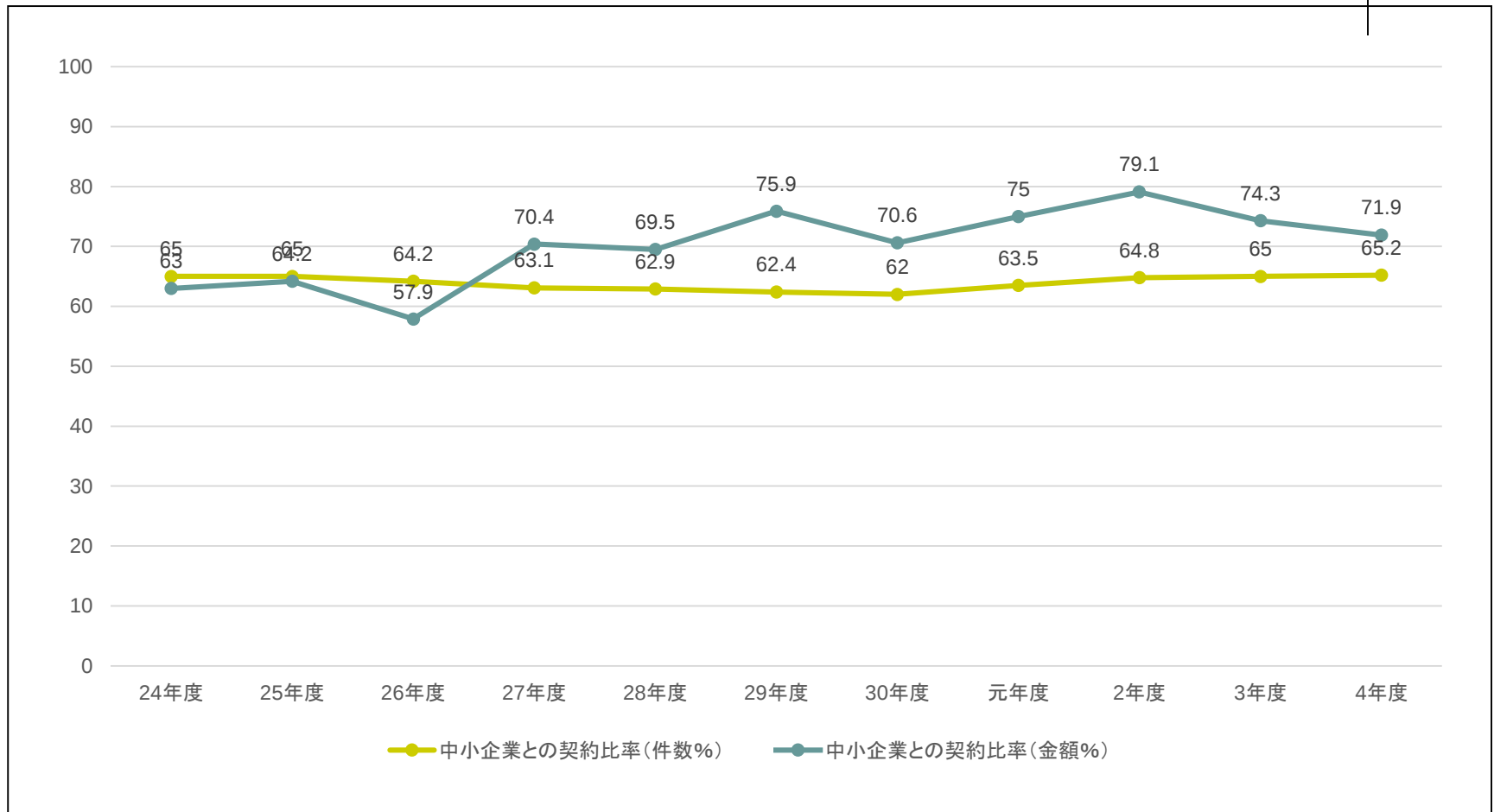
	官公需契約実績		うち中小企業向け契約実績		中小企業 件数比率 (%)	中小企業 金額比率 (%)
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)		
物 件	82,172	8,231	50,038	5,080	60.9	61.7
工 事	1,449	83,234	1,347	70,590	93.0	84.8
役 務	16,660	60,779	13,952	33,846	83.7	55.7
合 計	100,281	152,244	65,337	109,516	65.2	71.9

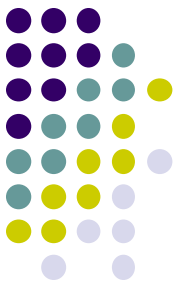
うち新規中小企業向け契約実績		新規中小企業 件数比率(%)	新規中小企業 金額比率
件数(件)	金額(百万円)		
884	66	1.1	0.8
0	0	0.0	0.0
133	239	0.8	0.4
1,017	305	1.0	0.2



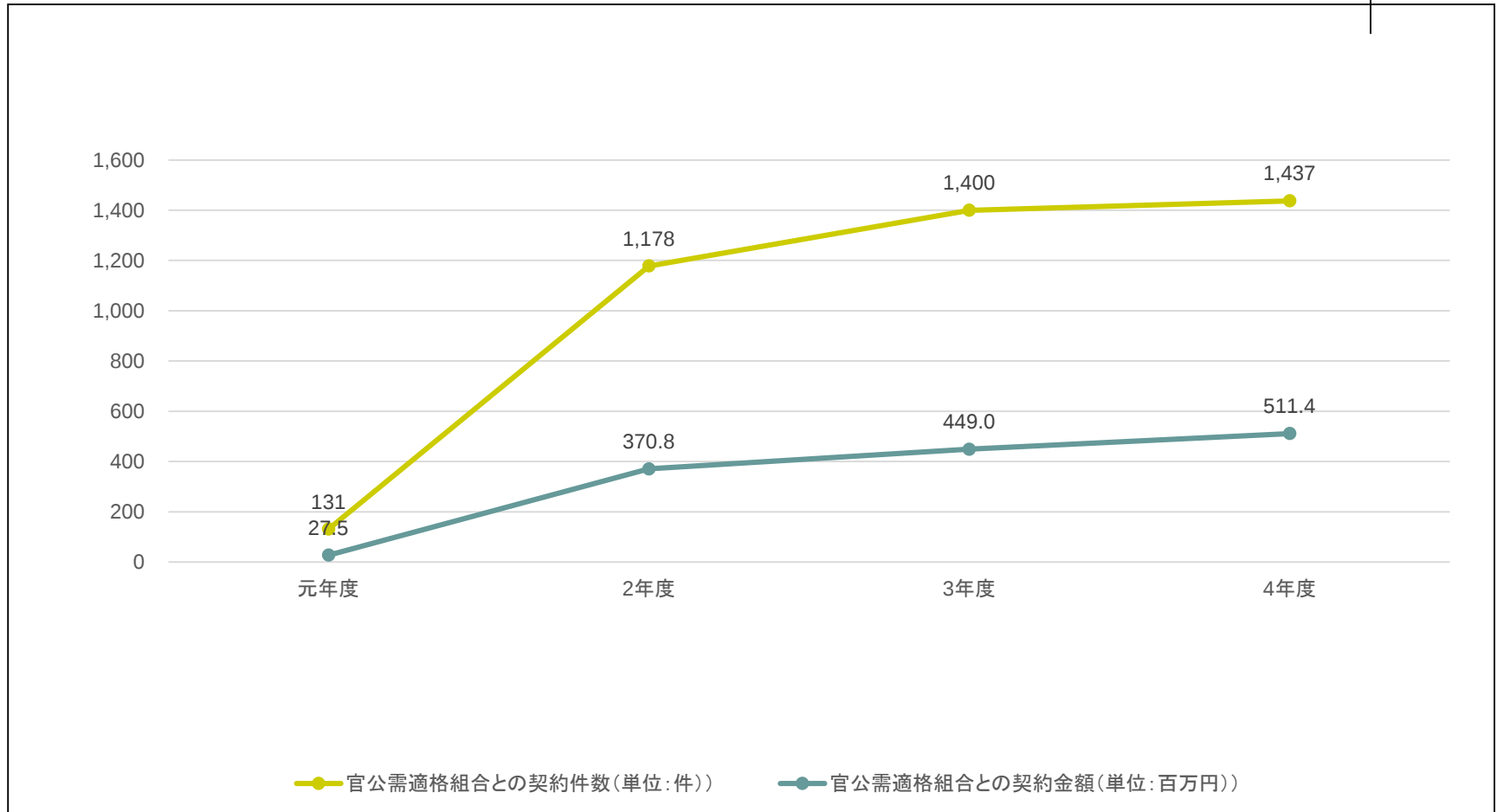


(2) 中小企業契約実績の推移





(3) 官公需適格組合契約実績

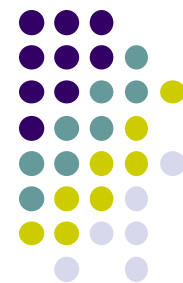




2 宮城県の実施内容について



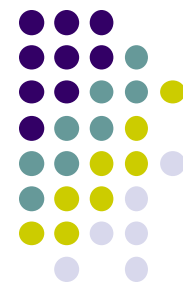
(1)「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」(中小企業支援室)



- 平成27年7月10日公布・施行。
- 第12条(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)第2項「県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。」
- 第23条(計画の策定)「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。」

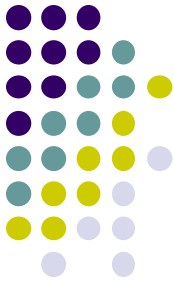


(2) 「中小企業・小規模事業者振興基本計画 (第三期)」(中小企業支援室)



- 「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」第23条に基づき、令和4年3月に策定・公表。
- 計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間。
- 「Ⅳ 具体的な施策と取組」において、国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保を掲げ、官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握するとともに、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を図ることとしている。





宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第三期）について（概要版）

はじめに

基本的事項

- 平成27年7月に「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が公布・施行されたことを受け、振興に関する施策の総合的推進を図ることを目的として平成28年3月に第一期計画、平成31年3月に第二期計画を策定。策定から3年が経過し第二期計画期間の終期を迎えることから改定するもの。
- 「新・宮城の将来ビジョン」の個別計画であり、中小企業・小規模事業者支援のあり方等について総合的な調整を図り、分野毎の個別計画と連携しながら目的達成を目指すもの。

計画の期間

令和4年度から令和6年度まで（3年間）

Ⅰ 第二期基本計画の実施状況の検証

実施状況

- 経営革新や資金供給、人材育成など、「Ⅳ 具体的な施策と取組」に掲げる10項目毎に様々な事業が実施された。

評価

- 条例及び基本計画の策定により「見える化」された支援施策や取組について、施策の検証作業により、関係機関との意見交換を通じて、経営実態の把握及びニーズに応じた支援施策等を県の施策へ反映させる仕組みを継続的に行っており、関係機関からの意見から各種支援施策は概ね効果的に活用されているものと評価（参考 関係機関からの意見）

- ・新型コロナウイルス対応のための補助金、支援金は事業者により有効であった
- ・創業支援は地域の活性化に大きく寄与している
- ・新型コロナウイルス感染症対応資金など迅速な対応がなされた
- ・国内外における販路開拓など十分に推進されている

Ⅱ 宮城県の中小企業・小規模事業者の現状

【社会経済情勢と宮城県の現状】 — 社会経済情勢では、新型コロナウイルスの世界的流行により、国内外を問わず企業活動への影響が生じている —

- 本県の企業数合計に占める中小企業数の割合は99.8%、そのうち小規模事業者数の割合は84.2%で、概ね全国と同程度である。
- 県の現状では、東日本大震災後の復興需要の減少等により経済成長率が令和元年度にはマイナス成長となったものの、製造品出荷額等は概ね増加傾向となっている。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷により、飲食・観光関連事業者を始め、多くの事業者において売上げの減少など大きな影響を受けている。

Ⅲ 中小企業・小規模事業者振興のあり方について

Ⅲ-1 関係機関の意見

- ・ コロナからの再起（事業継続、経営安定、需要喚起 等）
- ・ 商店街の活性化
- ・ 災害などのリスクや社会変化への対応支援策
- ・ 事業承継対策、創業支援
- ・ デジタル化への人材確保や各種支援
- ・ 情報の発信 等

Ⅲ-2 振興施策を考える上での着眼点

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業者支援
- (2) ビジネスプラン等に基づく戦略的な経営の促進
- (3) 事業継続力と競争力を高めるデジタル化の推進
- (4) 創業から事業承継まで事業者に関与した伴走型支援
- (5) 事業者の視点に立った情報発信

Ⅲ-3 振興に係る重点的な取組

- (1) 小規模事業者に関与した支援 **施策2,7**
- (2) 事業継続力と競争力の強化に向けた支援 **施策1～6,9**
- (3) 産業の担い手の確保・育成と環境の整備 **施策1,5,9**
- (4) デジタル化・DXの促進に向けた支援 **施策1～3,5,6,8,9**
- (5) 事業承継対策への支援 **施策9**

Ⅳ 具体的な施策と取組

施策① 経営の革新等

- ◇ 経営の革新及び経営基盤強化
- ・ 経営相談体制の整備、経営革新の支援
- ・ 経営基盤の強化、技術改善の支援
- ◇ 創業・第二創業の支援
- ◇ 生産性改善の支援
- ◇ デジタル化の導入支援
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした業態転換等への支援

施策② 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

- ◇ 国内外における販路開拓及び取引拡大
- ・ 工業製品・食品の販路開拓
- ・ 海外への販路拡大
- ◇ 受注機会の確保
- ・ 制度面での事業者への配慮
- ・ 契約実績の把握
- ◇ デジタル化による販路開拓等への支援
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い変化する事業環境に対応する販路開拓等への支援

施策③ 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

- ◇ 産学官金の連携
- ◇ 企業間の連携
- ◇ 技術者の派遣や研究開発の推進
- ◇ デジタル化を促進するための関連産業支援

施策④ 資金の供給の円滑化

- ◇ 経営安定のための資金供給
- ◇ 成長・発展のための資金供給
- ◇ 東日本大震災からの復興・復興に対応した資金供給
- ◇ 金融機関等との連携強化
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への資金支援等

施策⑤ 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

- ◇ 人材の育成及び確保
- ・ 人材育成に関する学校教育の充実
- ・ 産業人材の育成、技術や資格等の習得
- ・ 新規卒卒者・障害者・中高年等への支援
- ・ UI・Jターン等の支援
- ◇ 働き方改革の普及・啓発とワーク・ライフ・バランス
- ◇ 生産性改善の支援
- ◇ 外国人材の受入れ
- ◇ デジタル化の促進に必要な人材の育成・確保
- ◇ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新たな行動・生活様式にも対応する働き方改革の促進に向けた支援

施策⑥ 産業の集積等

- ◇ 企業立地の推進
- ◇ 自動車関連・高度電子機械関連産業の集積及び高度化
- ◇ デジタル技術の普及及び情報産業の集積促進
- ◇ 沿岸地域産業の持続的発展と再生
- ◇ グリーンエネルギー等関連産業の振興
- ◇ 産業集積のための環境整備

施策⑦ 商業の振興等

- ◇ 商店街の活性化
- ◇ 将来を見据えたまちづくり
- ◇ 新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた支援

施策⑧ 地域資源の活用等

- ◇ 農林水産資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興
- ◇ 観光資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興
- ◇ その他資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興
- ◇ デジタル技術を活かした地域資源の活用促進
- ◇ 新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた需要の喚起

施策⑨ 事業承継への支援

- ◇ 宮城県事業承継ネットワーク等による支援
- ◇ 宮城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した支援
- ◇ 事業承継に係る制度の周知
- ◇ 事業承継を通じた企業の成長支援

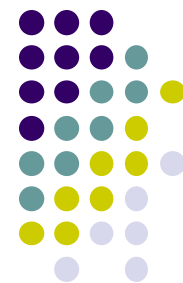
施策⑩ 災害発生後における支援

- ◇ 東日本大震災からの復興支援
- ・ 相談や助言などの体制の整備
- ・ 金融支援や補助・貸付など
- ・ 販路回復や競争力向上のための支援
- ・ 観光の回復や風評払拭
- ◇ 災害等発生後の対応
- ◇ 新型コロナウイルス感染症再拡大などへの対応

V 計画の進行管理

- 推進に当たっての関係機関との連携
- 施策の展開のための情報発信
- 実施状況の公表と基本計画の見直し（基本計画の公表→施策の実施状況の検証→検証内容の公表→基本計画の見直し）

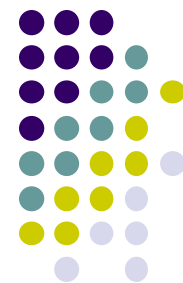
(3) 「新商品」特定随意契約制度 (中小企業支援室)



- ・優れた新商品の生産または新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として県から認定を受けた中小企業者の「新商品」または「新役務」について、県が直接購入・調達しようとする場合、通常の競争入札制度によらず、随意契約で購入等ができることとしている。(認定期間は3年、1度のみ延長が可能で最長6年。)
- ・認定商品については、パンフレットを作成し、県のホームページで公表するとともに、関係機関に紹介することで、広く周知を行っている。(平成17年～)
- ・LED照明や木質ブース等の商品を認定している。(令和5年度)

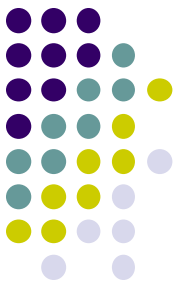


(4) 地元の受注機会増大のための取組 その① (契約課)



① 建設工事や物品等の調達における地元企業に配慮した発注





(4)その① 建設工事における具体的取組

一般競争入札(ダイレクト型)における所在地条件の設定

<県内限定型>

県内企業が施工可能な工事で競争性が確保できる場合、入札参加者を県内企業に限定するもの。

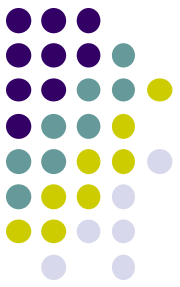
<地域ブロック限定型>

競争性が一定の水準にある業種について、県内を5ブロック(県南、仙台、大崎・栗原、松島・石巻、登米・気仙沼)に分割し、その地域ブロックに本社を有する企業のみが、入札に参加できる地域ブロック限定型を導入。(平成18年2月～)

<地域複数ブロック限定型>

雇用経済情勢の悪化に伴い、地元企業の受注拡大と地域雇用の確保を図る必要性から、地域ブロックを組み合わせで発注する地域複数ブロック限定型を導入。(平成21年7月～)





(4) その① 物品調達における具体的取組

- 県の地方公所における一般競争入札やオープンカウンター方式(相手方を特定しない見積合わせ)について、当該公所が所在する区域の業者を対象とする地域限定型入札を実施。(平成21年7月～)

<地域限定型>

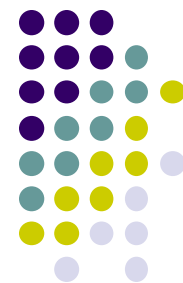
地方振興事務所等の所管区域等(以下「所管地域」:大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼)に本店を有する業者(以下「地域業者」)で調達可能な業者数が5者以上の場合に、地域業者を対象とする。

<隣接地域ブロック限定型>

所管地域に調達可能な地域業者数が5者未満の場合で、隣接する他の所管地域と組み合わせた2地域に調達可能な業者数が5者以上となる場合に、所管地域及び隣接する他の所管地域の地域業者を対象とする。



(4) 地元の受注機会増大のための取組 その② (契約課)



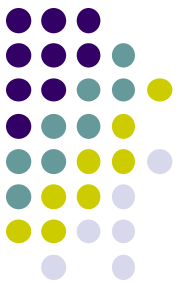
② 建設工事総合評価落札方式における地域要件の設定

- 総合評価落札方式において、価格以外の評価項目について、技術力、社会性などのほか地域性に関する評価項目を設定している。

<「地域性」設定項目>

- 県又は市町村の管理道路の除雪・融雪業務の実績
- 県内企業の活用計画割合
- 県又は市町村の施設管理業務等の実績
- 県内での災害時における地域貢献の実績 など



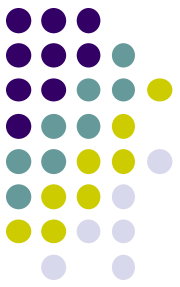


(5) 事業協同組合に係る特例(契約課)

県の発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会確保を図るため、官公需適格証明を受けているもので、組合員の本社が宮城県内にある組合を対象に、審査項目の算定方法に関する特例を設けている。(平成11年12月～)

- 工事種類別完成工事高は、当該組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高の和とする。
- 自己資本額及び職員数は、当該組合及び各審査対象者の自己資本額並びに建設業に従事する職員の数のそれぞれの和とする。
- 経営状況は、当該組合及び各審査対象者の経営状況分析の評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。
- 技術職員数は、当該組合及び各審査対象者の技術職員数の和とする。
- その他の審査項目は、当該組合及び各審査対象者の経営事項審査結果のうち、その他(社会性)の評価の平均値(小数点以下第1位を四捨五入した点数)とする。





(6) 大規模災害に係る取組(契約課)

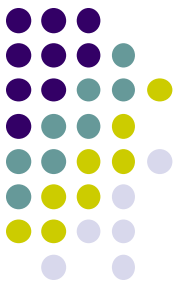
① 震災特例措置の取り扱いについて

東日本大震災からの早期復旧・復興を目指し県発注工事の入札契約手続等に関する様々な特例措置を講じてきた。

宮城県震災復興計画が令和2年度で満了したが、震災特例措置については、令和6年度も制度化等により全35項目のうち28項目を制度化等により継続することとした。

- 主任技術者の配置要件の緩和
- 入札不調案件に対する再入札の簡素化
- 総合評価落札方式(特別簡易型)の導入 など





(6) 大規模災害に係る取組(契約課)

② 復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度 (平成24年4月～)

大規模災害において、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、宮城県内の建設企業が代表者となり、県内外の建設企業と共同することで、その施工力を強化する。



～「障害者雇用促進企業」登録のご案内～
積極的に障害者を雇用している事業者及び障害者就労施設等を応援します！！

障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等 からの優先調達制度

1 制度の概要

県では、県内の障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図るため、積極的に障害者を雇用している事業者（以下「障害者雇用促進企業」といいます。）及び障害者就労施設等を側面から支援するため、「障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者配属した物品等の調達を行っています。

2 優遇方法

<障害者雇用促進企業>

調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。

○一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。

○指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。

※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（毎年8～10月）を設けて優先調達を行います。【ハート入札】

<障害者就労施設等>

随意契約により障害者就労施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、障害者就労施設等から調達するように努めるものとします。

3 対象者

障害者雇用促進企業として優先調達の優遇を受けるためには、（１）及び（２）が必要です。

（１）物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること

（２）障害者雇用促進企業に登録されていること

※障害者雇用促進企業に登録するためには、①及び②に該当する必要があります。

①県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業者であること

②県内の本店、支店、営業所等の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）雇用率が3.6%以上の企業であること（障害者雇用率の計算にあたっては、直近の6月1日を基準として算出します。）

	申請期限	登録時期	申請先
(1) 物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課
(2) 障害者雇用促進企業への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課

◆障害者雇用促進企業及び障害者就労施設等からの物品等調達制度

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbsy2.html>

<問い合わせ先>

○優先調達制度に関すること

全般・ハート入札

障害者雇用促進企業への登録

出納局 契約課 物品班 022-211-3333

出納局 契約課 管理班 022-211-3335



～「環境配慮事業者」登録のご案内～
環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者を応援します！！

環境配慮事業者からの優先調達制度

1 制度の概要

県では、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者（以下「環境配慮事業者」といいます。）を側面から支援するため、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者に配慮した物品等の調達を行っています。

2 優遇方法

調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。
○一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
○指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（毎年6～7月）を設けて優先調達を行います。【グリーン入札】

3 対象者

優先調達の優遇を受けるためには、（1）～（3）が必要です。
（1）次のいずれかの認証等を取得していること
① ISO14001
② エコアクション21
③ みちのくEMS
④ わが社のe行動（eco do!）宣言実施要領による認定事業者（県の認定）
（2）物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること
（3）環境配慮事業者に登録されていること
※（3）の申請のためには、（1）の認証等及び（2）の登録を受けることが必要です。
また、（3）の申請のためには、県内に本店、支店、営業所等を有することが必要です。

	申請期限	登録時期	申請先
（1）④わが社のe行動（eco do!）宣言実施要領による認定事業者（県の認定）	年度の1月まで ※申請のためには、環境配慮行動の宣言を行った上で、6か月以上の実践が必要です。	年度の2月まで	環境政策課
（2）物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課
（3）環境配慮事業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課

① ISO14001、② エコアクション21、③ みちのくEMSの取得については、主催する各団体にお問い合わせください。

◆環境配慮事業者からの物品等調達制度
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbkh.html>

<問い合わせ先>

○優先調達制度に関すること
全般的・グリーン入札 出納局 契約課 物品班 022-211-3333
環境配慮事業者への登録 出納局 契約課 管理班 022-211-3335
○「わが社のe行動（eco do!）宣言実施要領による認定事業者」に関すること
環境生活部 環境政策課 環境計画推進班 022-211-2663



～「女性活躍・働き方改革推進事業者」登録のご案内～
女性労働者の能力発揮のための取組や、仕事と生活の調和などに取り組むことを通じて働き方改革を積極的に進める事業者を応援します！！

女性活躍・働き方改革推進事業者からの優先調達制度

1 制度の概要

県では、女性労働者の能力発揮のための取組（ポジティブ・アクション）や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などに取り組むことを通じて働き方改革を積極的に進める事業者（以下「女性活躍・働き方改革推進事業者」といいます。）を側面から支援するため、「女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達実施要綱」を策定し、これらの事業者に配慮した物品等の調達を行っています。

2 優遇方法

調達する物品や役務により、次の優遇措置をとることができるものとします。
○一般競争入札、オープンカウンター方式における参加資格条件とすることができる。
○指名競争入札、随意契約の業者選定時に優先的に選定を行うものとする。
※上記のほか、出納局契約課が調達する一部の物品・印刷物において、強化月間（毎年4月～5月）を設けて優先調達を行います。【ポジティブ入札】

3 対象者

優先調達の優遇を受けるためには、（１）～（３）が必要です。

（１）次のいずれかの認証を取得していること

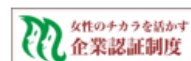
- ①「女性のチカラを活かす企業」認証
- ②「みやぎ働き方改革実践企業」認証

（２）物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されていること

（３）女性活躍・働き方改革推進事業者に登録されていること

※（３）の申請のためには、（１）の認証及び（２）の登録を受けることが必要です。

（（２）と（３）は同時の申請でも可。）



	申請期限	登録時期	申請先
（１）①「女性のチカラを活かす企業」認証	随時	申請月の翌々月の1日	共同参画社会推進課
（１）②「みやぎ働き方改革実践企業」認証	随時	随時	雇用対策課
（２）物品調達等に係る競争入札参加業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課
（３）女性活躍・働き方改革推進事業者への登録	登録月の前々月の末日	1,4,7,10月の1日	契約課

◆女性活躍・働き方改革推進事業者からの物品等調達制度

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbzk.html>

<問い合わせ先>

○優先調達制度に関すること

全般・ポジティブ入札 出納局 契約課 物品班 022-211-3333

女性活躍・働き方改革推進事業者への登録 出納局 契約課 管理班 022-211-3335

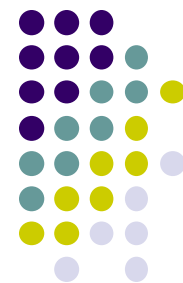
○「女性のチカラを活かす企業」認証に関すること

環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班 022-211-2568

○「みやぎ働き方改革実践企業」認証に関すること

経済商工観光部 雇用対策課 労政調整班 022-211-2771

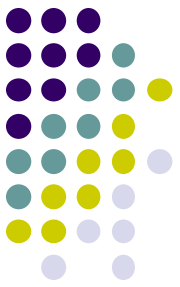




(10) 入札保証金の免除について(契約課)

財務規則により、落札者が契約を締結しないおそれがない場合は入札保証金を免除することができる。





(11) 資材価格の急激な変動への対応(契約課)

建設工事においては、請負契約締結後の賃金水準または物価水準の変動により、当初の請負代金額が不適當になった場合、工事請負契約書の中にスライド条項を規定しており、発注者、受注者の双方から請負代金額変更の請求ができる。

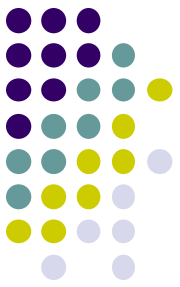


(12) 労務費の適切な転嫁のための説明会 (契約課)



内閣官房及び公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、公正取引委員会職員を講師とした庁内担当者向け説明会を開催予定。





3 関係機関に対する普及啓発について

経済産業大臣からの「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定通知を受け、県庁内において周知するとともに、中小企業者の受注機会の増大への配慮を要請している。

